

## 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 1 日（金）第3498号の 3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可（2件）（港湾空港課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第159号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成31年 3 月 1 日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

## 1 しゅん功認可年月日

平成31年 2 月 21 日

## 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番 1 号

鹿児島県知事 三反園訓

## 3 埋立区域

## (1) 位置

奄美市名瀬塩浜町2284番地に接する防波堤及び護岸，同町2219番6に接する護岸，同市名瀬入舟町 2 番19に接する物揚場並びに同町 2 番14に接する岸壁の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点のうち，㉕の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線，⑩の地点から112度11分25秒80.80メートルの地点を円心とする半径80.80メートルの円周で⑩の地点と⑪の地点を結ぶ西側の円弧，⑪の地点と⑫の地点を結んだ線，⑫の地点と⑬の地点を結ぶ昭和39年 1 月 14 日 付 け 四 港 第 90 号 で しゅん 功 通 知 さ れ た 埋 立 地 と 公 有 水 面 と の 境 界 線（D. L. + 1.99メートルにより決定），⑬の地点と⑭の地点を結んだ線，⑭の地点から80度06分11秒94.30メートルの地点を円心とする半径94.30メートルの円周で⑭の地点と⑮の地点を結ぶ西側の円弧，⑮の地点と⑯の地点を結んだ線，⑯の地点から294度23分18秒136.60メートルの地点を円心とする半径136.60メートルの円周で⑯の地点と⑰の地点を結ぶ東側の円弧，⑰の地点と⑱の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位（D. L. + 2.02メートル）における公有水面と陸地との境界線，⑱の地点と㉑の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位（D. L. + 2.02メートル）における公有水面と既設護岸及び既設防波堤との境界線，㉑の地点と㉒の地点を結んだ線並びに㉕の地点と㉖の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉕の地点 名瀬立神灯台（北緯28度24分30秒19，東経129度29分54秒88）から181度11分38秒3,055.57メートルの地点

②の地点 ㉕の地点から177度41分55秒11.56メートルの地点

③の地点 ②の地点から267度41分55秒2.60メートルの地点

④の地点 ③の地点から177度41分55秒18.14メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から136度37分04秒15.37メートルの地点  
⑥の地点 ⑤の地点から46度37分04秒5.30メートルの地点  
⑦の地点 ⑥の地点から136度37分04秒2.44メートルの地点  
⑧の地点 ⑦の地点から226度22分19秒51.36メートルの地点  
⑨の地点 ⑧の地点から293度09分45秒131.73メートルの地点  
⑩の地点 ⑨の地点から202度11分25秒33.21メートルの地点  
⑪の地点 ⑩の地点から186度08分48秒45.77メートルの地点  
⑫の地点 ⑪の地点から170度06分11秒66.62メートルの地点  
⑬の地点 ⑫の地点から316度19分56秒24.33メートルの地点  
⑭の地点 ⑬の地点から350度06分11秒46.42メートルの地点  
⑮の地点 ⑭の地点から6度08分48秒52.81メートルの地点  
⑯の地点 ⑮の地点から22度11分25秒119.51メートルの地点  
⑰の地点 ⑯の地点から15度56分43秒40.05メートルの地点  
⑱の地点 ⑰の地点から3度02分33秒50.88メートルの地点  
㉑の地点 ⑱の地点から84度44分09秒78.58メートルの地点  
㉒の地点 ㉑の地点から177度41分55秒159.02メートルの地点

## (3) 面積

24,052.24平方メートル

## 4 埋立地の用途

埠頭用地，緑地及び道路用地

## 5 埋立免許年月日及び番号

平成18年12月28日

指令港空第313号

## 6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

奄美市

## 鹿児島県告示第160号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成31年3月1日

名瀬港港湾管理者 鹿児島県

代表者 鹿児島県知事 三反園訓

## 1 しゅん功認可年月日

平成31年2月21日

## 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

一般財団法人奄美市開発公社

奄美市名瀬長浜町517番地

代表者 理事長 朝山毅

## 3 埋立区域

## (1) 位置

奄美市名瀬塩浜町2219番6から同市名瀬矢之脇町2219番25を経て同市名瀬入舟町2番14に接する岸壁に至る間及び同市名瀬矢之脇町2219番24の地先公有水面

## (2) 区域

## (その1)

次の各地点のうち，①の地点から④の地点までを順次に結ぶ昭和39年1月14日付け四港第90号でしゅん功通知された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.99メートルにより決定），④の地点と⑤の地点を結んだ線，⑤の地点から79度39分35秒80.80メートルの地点を円心とする半径80.80メートルの円周で⑤の地点と⑥の地点を結ぶ西側の円弧，⑥の地点と⑦の地点を結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 名瀬立神灯台（北緯28度24分30秒19，東経129度29分54秒88）（以下「基点」）

という。)から185度57分18秒2,784.09メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から226度00分38秒136.84メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から271度04分42秒21.21メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から317度11分26秒12.95メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から349度58分18秒66.62メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から6度08分43秒45.77メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から22度11分24秒29.29メートルの地点

(その2)

次の各地点のうち、⑤の地点から287度00分05秒136.60メートルの地点を円心とする半径136.60メートルの円周で⑤の地点と⑨の地点を結ぶ東側の円弧、⑨の地点と⑩の地点を結んだ線、⑩の地点から112度27分21秒94.30メートルの地点を円心とする半径94.30メートルの円周で⑩の地点と⑪の地点を結ぶ西側の円弧、⑪の地点と⑫の地点を結んだ線、⑫の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ昭和39年1月14日付け四港第90号でしゅん功通知された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.99メートルにより決定)、⑭の地点から⑰の地点までを順次に結ぶ昭和49年1月8日付け鹿児島県指令港第416号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.34メートルにより決定)、⑰の地点から⑳の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(D.L.+2.02メートル)における公有水面と陸地との境界線、㉑の地点から㉓の地点までを順次に結んだ線、㉓の地点から180度00分35秒79.00メートルの地点を円心とする半径79.00メートルの円周で㉓の地点と㉔の地点を結ぶ北側の円弧、㉔の地点と㉖の地点を結んだ線及び⑤の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ⑤の地点 基点から188度23分37秒2,639.55メートルの地点
- ⑨の地点 ⑤の地点から200度41分39秒17.53メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から202度07分16秒119.51メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から186度11分43秒52.81メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から169度56分52秒46.42メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から315度01分45秒125.90メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から335度54分37秒64.20メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から46度23分23秒58.29メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から316度51分53秒15.21メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から46度41分35秒76.55メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から115度46分10秒3.22メートルの地点
- ㉑の地点 ⑱の地点から93度08分19秒1.70メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から179度46分16秒13.77メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から134度53分41秒4.23メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から90度00分51秒20.12メートルの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から100度32分28秒28.88メートルの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から111度04分15秒16.20メートルの地点

(その3)

次の各地点のうち、⑱の地点から㉒の地点までを順次に結ぶ昭和49年1月8日付け鹿児島県指令港第416号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.34メートルにより決定)、㉒の地点から㉔の地点までを順次に結ぶ昭和39年1月14日付け四港第90号でしゅん功通知された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+1.99メートルにより決定)及び⑱の地点と㉔の地点を結ぶ昭和49年1月8日付け鹿児島県指令港第416号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+2.34メートルにより決定)により囲まれた区域

- ⑱の地点 基点から192度27分53秒2,675.10メートルの地点
- ㉒の地点 ⑱の地点から184度22分03秒3.68メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から156度04分53秒63.48メートルの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から277度28分16秒2.12メートルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から335度54分05秒63.10メートルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から5度21分14秒3.61メートルの地点

(3) 面積

その1 11,930.37平方メートル

その2 19,492.02平方メートル

その3 128.01平方メートル

計 31,550.40平方メートル

4 埋立地の用途

業務施設用地，住宅用地及び道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

平成18年12月28日

指令港空第315号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

奄美市